

貸金業者登録審査事務チェックリスト(貸金業を的確に遂行するための必要な体制)

申請者名 _____

(注)適否欄、該当なしは「—」を記入

審査担当者 _____

審査日:平成 年 月 日

適否	審査内容
貸金業の業務に関する社内規則(施行規則第4条第3項第12号)	
内部管理態勢の具体的な方針(監督指針Ⅱ-1(1))	
<input type="checkbox"/>	内部管理態勢の確立・整備に関する事項を経営上の最重要課題の一つと位置付けているか。
<input type="checkbox"/>	内部管理部門が顧客対応を行う部署に対し、適切な業務運営を確保するためのモニタリング・検証及び改善策の策定等を行う規定が定められているか。
<input type="checkbox"/>	内部監査の目的を適切に設定しているか。
<input type="checkbox"/>	内部監査部門の機能が十分に発揮できる態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	内部監査の結果について改善策を策定・実施する規定が定められているか。
<input type="checkbox"/>	反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことを決定した基本方針を社内外に宣言するとともに、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。
<input type="checkbox"/>	内部監査部門は被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢が定められているか。 【自己検証を行う貸金業者の場合】 一定的(月1回以上)に貸金業に関する業務の自己検証を行い、不備事項について改善を実施することとなっているか。また、その検証結果を記録し、保存する態勢となっているか。
<input type="checkbox"/>	外部監査を利用する場合は、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢が定められているか。
コンプライアンスに係る基本的な方針等(監督指針Ⅱ-2-1(1))	
<input type="checkbox"/>	コンプライアンスに係る基本的な方針が定められているか。
<input type="checkbox"/>	具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)が定められているか。
<input type="checkbox"/>	行動規範(倫理規程、コンプライアンス・マニュアル)が定められているか。
<input type="checkbox"/>	法令等遵守の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	業績評価や人事考課等において収益目標に偏重することなく、コンプライアンスを重視することが定められているか。
<input type="checkbox"/>	貸金業務取扱主任者の機能の発揮状況について、その評価及びフォローアップについての手続きが定められているか。
顧客等に関する情報管理態勢に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-2(1))	
<input type="checkbox"/>	顧客等に関する情報管理の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、適切な顧客等に関する情報管理のための方法及び組織体制の確立等を具体的に定めているか。
<input type="checkbox"/>	顧客等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱いが定められているか。
<input type="checkbox"/>	情報の当該貸金業者以外の者への伝達に係る取扱基準を定めているか。
<input type="checkbox"/>	顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	特定役員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する役員への管理・けん制の強化を図る等、顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。
<input type="checkbox"/>	顧客等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった資金需要者等への説明、当局への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。
<input type="checkbox"/>	情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じることとしているか。
<input type="checkbox"/>	他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行うこととしているか。
<input type="checkbox"/>	個人である資金需要者等に関する情報については、施行規則第10条の2に基づき、以下の措置が定められているか。 (安全管理について必要かつ適切な措置) イ. 保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置 ロ. 実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置 (役職員の監督について必要かつ適切な措置) ハ. 保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置 ニ. 実務指針Ⅱの規定に基づく措置
<input type="checkbox"/>	個人である資金需要者等のセンシティブ情報を保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことが定められているか。
<input type="checkbox"/>	クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。 ・クレジットカード情報等について利用目的その他の事情を勘案した適切な保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに廃棄しているか。 ・業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピュータ画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置を講じているか。 ・独立した内部監査部門において、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に内部監査を行っているか。
<input type="checkbox"/>	法人関係情報については、以下の措置が講じられているか。 ・役員によるインサイダー取引等の不正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令等遵守意識の強化に向けた取り組みを行っているか。 ・法人関係情報を入手し得る立場にある役員が当該法人関係情報に関連する有価証券の売買その他の取引等を行った際には報告を義務付ける等、不正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。
<input type="checkbox"/>	内部管理部門等による実効性確保のための措置 ・顧客等に関する情報管理について、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証しているか。 ・当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、顧客等に関する情報管理の実効性が確保されているか。

適否	審査内容
<input type="checkbox"/>	【自己検証を行う貸金業者の場合】 一顧客等に関する情報管理について自己検証を行い、適切な顧客等に関する情報管理に係る実効性を担保するための態勢が定められているか。
外部委託に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-3(1))	
<input type="checkbox"/>	外部委託の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	委託先の選定基準や外部委託リスクが顕在化したときの対応が定められているか。
<input type="checkbox"/>	委託先の法令等遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど適切な措置をとる態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	外部委託を行うことによって、検査や報告命令、記録の提出など監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が定められているか。
<input type="checkbox"/>	外部委託が行われても、資金需要者に対しては、当該貸金業者自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることが明らかとなるような措置が定められているか。
<input type="checkbox"/>	委託業務に関して契約どおりサービスの提供が受けられない場合、貸金業者は顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための措置が定められているか。
<input type="checkbox"/>	委託先における目的外使用の禁止も含めて顧客等に関する情報管理が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。
<input type="checkbox"/>	個人である資金需要者等に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はは損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が定められているか。
<input type="checkbox"/>	外部委託先において顧客等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。
<input type="checkbox"/>	外部委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認することとしているか。
<input type="checkbox"/>	外部委託先による顧客等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限することとしているか。
<input type="checkbox"/>	二段階以上の再委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認するとともに、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して貸金業者自身による直接の監督を行うこととしているか。
<input type="checkbox"/>	委託業務に関する苦情等について、資金需要者等から委託元である貸金業者への直接の連絡態勢を設けるなど適切な苦情相談態勢が定められているか。
本人確認に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-4(1)①)	
<input type="checkbox"/>	本人確認の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	資金需要者等の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信ぴょう性・妥当性を確認する手続きが定められているか。
<input type="checkbox"/>	資金需要者等に関して特に問題が認められた場合、適正に対応・管理を行う手続きが定められているか。
<input type="checkbox"/>	資金需要者等から取得した本人確認情報については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとする手続きが定められているか。
<input type="checkbox"/>	貸金業者が過去に取得した本人確認情報についての信ぴょう性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出を求める等、資金需要者等の本人確認について再確認を行う手続きが定められているか。
<input type="checkbox"/>	資金需要者等の本人確認に当たって、取引形態を考慮した措置が定められているか。
<input type="checkbox"/>	本人確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性を確保する措置が定められているか。
疑わしい取引の届出に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-4(1)②)	
<input type="checkbox"/>	「疑わしい取引の届出」の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	「疑わしい取引の届出」に該当するか否かの判断を行うに当たって、貸金業者が取得した本人確認情報、取引時の状況その他貸金業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断を行う手続きが定められているか。また、その取引に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行う手続きが定められているか。
<input type="checkbox"/>	「疑わしい取引」に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行う手続きが定められているか。
<input type="checkbox"/>	「疑わしい取引」の判断に当たって、資金需要者等の属性が考慮されているか。
<input type="checkbox"/>	「疑わしい取引の届出」に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性を確保する措置が定められているか。
<input type="checkbox"/>	本人確認の調査と「疑わしい取引の届出」の判断を一体的、一元的に行うよう社内体制等が定められているか。
反社会的勢力による被害の防止に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-5(1))	
<input type="checkbox"/>	反社会的勢力への対応の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	反社会的勢力とは一切の関係をもち、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう取組むことが定められているか。
<input type="checkbox"/>	反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部署を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢を定めているか。
<input type="checkbox"/>	反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることなく経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。
<input type="checkbox"/>	反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力に対応部署の要請を受けて、不祥事を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

適否	審査内容
	苦情等への対処に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-6-1(1))
<input type="checkbox"/>	苦情対応の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	法令及び協会の自主規制規則を踏まえ、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等の処理手続を定めているか。
<input type="checkbox"/>	資金需要者等の意見等を業務運営に反映するよう、業務改善に関する手続を定めているか。
<input type="checkbox"/>	役職員が社内規則等に基づき、苦情等への対処を適切に行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
<input type="checkbox"/>	資金需要者等からの苦情等が多発している場合には、まず社内規則等の営業所等に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとしているか。
<input type="checkbox"/>	苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。
<input type="checkbox"/>	資金需要者等からの苦情等について、関係部署が連携のうえ、速やかに処理を行う態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、資金需要者等の利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、資金需要者等の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知する態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	業務の外部委託が行う委託業務に関する苦情等について、貸金業者への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、通常の苦情等と区別し、断固たる対応をとるため関係部署に速やかに連絡し、必要に応じ警察等関係機関との連携を取った上で、適切に対処する態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	苦情等への対処について、単に処理の手続の問題と捉えるにとどまらず事後的な説明態勢の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ資金需要者等から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り資金需要者等の理解と納得を得て解決することを目指しているか。
<input type="checkbox"/>	苦情等を申し出た資金需要者等に対し、申出時から処理後まで、資金需要者等の特性にも配慮しつつ、苦情等対処の手続の進行に応じた適切な説明を必要に応じて行う態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	苦情等の内容や資金需要者等の要望等に応じ、資金需要者等に対して適切な外部機関等(金融ADR制度において貸金業者が利用している外部機関も含む。)を紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供する態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	外部機関等(金融ADR制度において貸金業者が利用している外部機関も含む。)において苦情等対処に関する手続が係属している間であっても、当該手続の他方当事者である資金需要者等に対し、必要に応じ、適切な対応を行う態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	類型化した苦情等及びその対処結果等が内部管理部門や営業所等に報告されると共に、重要案件と認められた場合、速やかに内部監査部門や経営陣に報告されるなど、事案に応じた必要な関係者間で情報共有が図られる態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	苦情等の内容について、適切かつ正確に記録・保存をするとともに、記録・保存された苦情等に関する分析を行うことにより、資金需要者等対応・事務処理についての態勢の改善に継続的に役立てるとともに、苦情等の再発防止策・未然防止策の策定等に継続的に活用する態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	迅速な苦情等解決を図るべく、外部機関等(金融ADR制度において貸金業者が利用している外部機関も含む。)に対し適切に協力する態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	利息制限法に定める制限利率を超える利息・賠償額の支払が約定された債権について、債務者等又は債権者等であった者から、当該制限利率に基づく引き直し計算による債権の減額又は制限利率を超える利息・賠償額の返還を求められた場合に、当該相手方の法的知識に十分配慮した上で、可能な限り誠実な対応に努める態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	内部管理部門等による実効性確保のための措置 <ul style="list-style-type: none"> 苦情等対処に関して、内部管理部門等における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証しているか。 当該検証等の結果に基づき、実施方法等の見直しを行うなど、苦情等対処機能の実効性が確保されているか。 苦情等対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等必要な措置講じることの判断及び苦情等対処態勢の在り方についての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する態勢が整備されているか。
	【自己検証を行う貸金業者の場合】 一苦情等への対処について自己検証を行い、適切な苦情等への対処に係る実効性を担保するための態勢が定められているか。
	金融ADR制度への対応に関する社内規則(Ⅱ-2-6-2) (指定紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する場合)
<input type="checkbox"/>	金融ADR制度への対応の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	指定ADR機関と締結した手続実施基本契約の内容を誠実に履行する態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	手続実施基本契約を締結した相手方である指定ADR機関の商号又は名称、及び連絡先を適切に公表しているか。
<input type="checkbox"/>	手続実施基本契約も踏まえつつ、資金需要者等に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果(時効中断効等)等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	指定ADR機関から手続応諾・資料提出等の求めがあった場合、正当な理由がない限り、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。

適否	審査内容
<input type="checkbox"/>	指定ADR機関からの手続応諾・資料提出等の求めに対し拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、可能な限り、その判断の理由(正当な理由)について説明する態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	紛争解決委員から和解案の受諾勧告又は特別調停案の提示がされた場合、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	和解案又は特別調停案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を内部管理部門等が事後検証する態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	和解案又は特別調停案の受諾を拒絶する場合、業務規程(法第41条の44第1項で規定する「業務規程」を指す。)等を踏まえ速やかにその理由を説明するとともに、訴訟提起等の必要な対応を行う態勢を整備しているか。
	(指定紛争解決機関(指定ADR機関)が存在しない場合)
<input type="checkbox"/>	金融ADR制度への対応の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	自らが営む貸金業務の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている各事項のうち一つ又は複数の苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。
<input type="checkbox"/>	苦情・紛争の処理状況等のモニタリング等を継続的に行い、必要に応じ、苦情処理措置・紛争解決措置について検討及び見直しを行う態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行するに足る経理的基礎及び人的構成を有する法人であること(施行規則第10条の6の2第1項第5号、同条第2項第4号に規定する法人をいう。)について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。
<input type="checkbox"/>	外部機関の手続を利用する際に費用が発生する場合について、資金需要者等の費用負担が過大とならないような措置を講じる等、苦情処理・紛争解決の申立ての障害とならないような措置を講じているか。
<input type="checkbox"/>	苦情処理措置・紛争解決措置の適用範囲を過度に限定的なものとするなど、不適切な運用を行っていないか。
	貸金業者自身で態勢整備を行う場合
	消費生活専門相談員等による役職員への助言・指導態勢を整備する場合
<input type="checkbox"/>	定期的に消費生活専門相談員等による研修を実施する等、苦情処理に従事する役職員のスキルを向上させる態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	消費生活専門相談員等との連絡体制を築く等、個別事案の処理に関し、必要に応じ、消費生活専門相談員等の専門知識・経験を活用する態勢を整備しているか。
	貸金業者自身で業務運営体制・社内規則を整備する場合
<input type="checkbox"/>	苦情の発生状況に応じ、業務運営体制及び社内規則を適切に整備するとともに、当該体制・規則に基づき公正かつ的確に苦情処理を行う態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	苦情の申出先を資金需要者等に適切に周知するとともに、苦情処理にかかる業務運営体制及び社内規則を適切に公表しているか。
	外部機関を利用する場合
<input type="checkbox"/>	苦情処理・紛争解決の申立てが、地理又は苦情・紛争内容その他の事由により、資金需要者等に紹介した外部機関の取扱範囲外のものであるとき、又は他の外部機関等(苦情処理措置・紛争解決措置として貸金業者が利用している外部機関に限らない。)による取扱いがふさわしいときは、他の外部機関等を資金需要者等に紹介する態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の解決案(以下、「解決案」という。)が提示された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	解決案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を内部管理部門等が事後検証する態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	解決案の受諾を拒絶する場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにその理由を説明するとともに、必要な対応を行う態勢を整備しているか。
	不祥事件に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-7(1))
<input type="checkbox"/>	不祥事件対応の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	不祥事件が発覚した場合の対応が定められているか。
	貸金業務取扱主任者に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-8(1))
<input type="checkbox"/>	貸金業務取扱主任者の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、主任者を適正に設置することが定められているか。
<input type="checkbox"/>	法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、主任者の果たすべき役割、その権限などが定められているか。
<input type="checkbox"/>	主任者を、法令及び社内規則等に基づいて営業所等ごとに適正に設置するための態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	社内規則等に則り、主任者の役割等を適正に確保するための態勢が定められているか。
	例えば、苦情の申出に対し、内容を確認し、当該苦情に関係する使用人その他の従業者を指導するなど、主任者が適切に助言・指導を行う態勢が定められているか。

適否	審査内容
<input type="checkbox"/>	<p>内部管理部門等による実効性確保のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任者の適正な設置や主任者の果たすべき役割、その権限に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その状況を把握・検証しているか。 ・当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、主任者の適正な設置や主任者の果たすべき役割、その権限について実効性が確保されているか。 <p>【自己検証を行う貸金業者の場合】 →主任者の役割や権限について自己検証を行い、主任者の果たすべき役割、その権限について実効性を担保するための態勢が定められているか。</p>
禁止行為等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-9(1))	
<input type="checkbox"/>	禁止行為等の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	禁止行為について少なくとも次の行為が定められているか。
<input type="checkbox"/>	資金需要者等から契約内容について問い合わせがあったにもかかわらず、当該内容について回答せず、資金需要者等に不利益を与えること。
<input type="checkbox"/>	資金需要者等が契約の内容について誤解していること又はその蓋然性が高いことを認識しつつ正確な内容を告げず、資金需要者等の適正な判断を妨げること。
<input type="checkbox"/>	契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと
<input type="checkbox"/>	①白地委任状及びこれに類する書面を徴求すること
<input type="checkbox"/>	②白地手形及び白地小切手を徴求すること
<input type="checkbox"/>	③印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の債務者の社会生活上に必要な証明書等を徴求すること
<input type="checkbox"/>	④貸付金額に比し、合理的理由がないのに、過大な担保又は保証人を徴求すること
<input type="checkbox"/>	⑤クレジットカードを担保として徴求すること
<input type="checkbox"/>	⑥資金需要者等に対し借入申込書等に年収等の重要な事項について虚偽の内容を記入するなど虚偽申告を勧めること
<input type="checkbox"/>	人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払いを要求すること。
<input type="checkbox"/>	顧客の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付けの金額や貸付日などを基に残存債務の額を増やし、和解契約を締結すること。
<input type="checkbox"/>	貸金業者が、架空名義若しくは借名で金融機関等に口座を開設し又は金融機関等の口座を譲り受け、債務の弁済に際して当該口座に振り込みを行うよう要求すること。
<input type="checkbox"/>	資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら契約を締結すること。
<input type="checkbox"/>	資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。
契約に係る説明に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-10(1))	
<input type="checkbox"/>	契約に係る説明の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた説明態勢に関し、具体的かつ客観的な基準を定められているか。
<input type="checkbox"/>	貸付けの契約に係る説明を行った際の状況を事後検証する措置が定められているか。
<input type="checkbox"/>	勧誘状況及び過去の取引状況等、特に被勧誘者から貸付けの契約を締結しない旨の意思表示の有無について、記録を残す態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	再勧誘の希望の有無・商品の範囲について、記録を残すことが定められているか。
<input type="checkbox"/>	契約内容を口頭で十分な説明を行うことが定められているか。
<input type="checkbox"/>	口頭で十分な説明ができない場合は、電話による問合せ窓口の設置や説明内容のホームページへの掲載等の補完的手段が定められているか。
<input type="checkbox"/>	インターネットを通じて貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等が貸金業者のホームページ上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面下のボタンをクリックする方法等、顧客等が理解した旨を確認することにより、口頭による説明の代替措置を講じることが定められているか。
<input type="checkbox"/>	契約の意思形成のために、資金需要者等の十分な理解を得ることを目的として必要な情報を的確に提供し、特に以下の点に留意した内容を定めているか。
<input type="checkbox"/>	保証人にならうとする者に対して十分な説明を行うこと。
<input type="checkbox"/>	経営に実質的に関与していない第三者と保証契約を締結する場合には、契約締結後、法第19条の2の規定に基づき、主債務者の弁済状況について貸金業者が保存する帳簿により確認できること。
<input type="checkbox"/>	経営に実質的に関与していない第三者と根保証契約を締結する場合には、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供すること。
<input type="checkbox"/>	物的担保提供者に対して十分な説明を行うこと。
<input type="checkbox"/>	いわゆる「おまとめローン」締結の際に、十分な説明を行うこと。
<input type="checkbox"/>	重要なものとして内閣府令で定めるものを変更する場合その他債務者等にとって不利となる契約の見直しを行う場合、契約の変更箇所について説明を行うとともに、債務者等の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	顧客の要望を謝絶し貸付契約に至らない場合、可能な範囲で謝絶の理由等についても説明する態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	延滞債権の回収(担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。)、企業再生手続(法的整理・私的整理)及び債務者等の個人再生手続等の場合、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	延滞債権の回収(担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。)、企業再生手続(法的整理・私的整理)及び債務者等の個人再生手続等の場合、手続の各段階で、債務者等から求められれば、その客観的合理的理由を説明する態勢が定められているか。

適否	審査内容
<input type="checkbox"/>	<p>内部管理部門等による実効性確保のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの契約に係る説明に関して、内部管理部門における当該説明を行った際の状況に関する記録等の確認や担当者からのヒアリングの実施等により、その実施状況を把握・検証しているか。 ・当該検証等の結果に基づき、実施方法の見直しを行うなど、貸付けの契約に係る説明の実効性が確保されているか。 <p>【自己検証を行う貸金業者の場合】 →契約に係る説明について自己検証を行い、適切な契約に係る説明について実効性を担保するための態勢が定められているか。</p>
利息、保証料等に係る制限等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-11)	
<input type="checkbox"/>	利息、保証料等にかかる制限等の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	法令及び、協会の自主規制規則等を踏まえ、利息、保証料等に係る制限等が具体的に定められているか。
<input type="checkbox"/>	貸付けに係る契約を締結するとき、以下の点に留意して、契約の内容の確認等を行う態勢を整備しているか。
<input type="checkbox"/>	法第12条の8第2項に規定する「みなし利息」についても利息に含めて貸付けの契約を締結しているか。
<input type="checkbox"/>	法第12条の8第2項に規定する「契約の締結及び債務の弁済の費用」、施行令第3条の2の2に規定する「利息とみなされない費用」及び第3条の2の3に規定する「利用料」は、実費相当額(法令上の上限がある場合にはその範囲内)となっているか。
<input type="checkbox"/>	債務履行担保措置に係る契約を、債務履行担保措置を業として営む者として締結することを貸付けに係る契約の条件とする場合、当該債務履行担保措置の対価として支払われる金銭の額と利息を合算した金額が利息制限法に規定する金額を超えないものとなっているか。
<input type="checkbox"/>	同一の債務者に追加的に貸付けを行うに当たっては、債務者の自社貸付残高に応じて利息制限法の上限利率が変化することを踏まえ、利率の決定を行っているか。
<input type="checkbox"/>	保証業者と保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該保証業者と当該貸付けに係る契約の相手方又は相手方となろうとする者との間における保証料にかかる契約の締結の有無及び当該保証料の額を確認しているか。また、確認に関する記録を作成・保存しているか。
<input type="checkbox"/>	施行規則第10条の13に規定する保証料に係る契約を、保証業者との間で締結することを貸付けに係る契約の締結の条件とはしない措置を講じているか。
<input type="checkbox"/>	保証業者と根保証契約を締結する際に、当該根保証契約が施行規則第10条の14に規定するものであるときは、当該根保証契約を締結しない措置を講じているか。
<input type="checkbox"/>	金銭の貸借の媒介を行った貸金業者は、当該媒介により締結された貸付けに係る契約の債務者から当該媒介の手数料を受領した場合において、当該貸付けに係る契約の更新があったときは、これに対する新たな手数料を受領し、又はその支払いの要求をしない措置を講じているか。
<input type="checkbox"/>	<p>内部管理部門等による実効性確保のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息、保証料等に係る契約の締結等に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その状況を把握・検証しているか。 ・当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、適正な利息、保証料等に係る契約の締結等の実効性が確保されているか。 <p>【自己検証を行う貸金業者の場合】 →利息、保証料等に係る制限等について自己検証を行い、適正な契約締結、受領、要求に係る実効性を担保するための態勢が定められているか。</p>
過剰貸付けの禁止に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-12)	
<input type="checkbox"/>	過剰貸付けの禁止の責任部署が明確化されているか。
返済能力調査に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-12-1(1))	
(共通事項)	
<input type="checkbox"/>	法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、返済能力調査のための社内体制や方法を具体的に定めているか。(例えば以下の点に留意する。)
<input type="checkbox"/>	顧客の属性を十分に調査・把握する手続を定めているか。
<input type="checkbox"/>	借入申込書に借入希望額、既往借入額、年取額等の項目を顧客自身に記入させること等により、顧客の借入の意思を確認する手続が定められているか。
<input type="checkbox"/>	物的担保を徴求する場合、当該担保物件を換価しなくても返済しうるか否かを確認する手続が定められているか。また、担保権が実行された場合の、物的担保提供者の具体的な認識を確認する手続が定められているか。
<input type="checkbox"/>	保証を付した貸付けに係る契約を締結する場合、保証人からの代位弁済がなくとも返済しうるか否かを調査する手続が定められているか。また、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合の履行能力及び保証人の具体的な認識を確認する手続が定められているか。
<input type="checkbox"/>	顧客等の返済能力の調査に関する記録について、顧客等ごとに、適時・適切な作成・保存がなされているか。
<input type="checkbox"/>	<p>内部管理部門等による実効性確保のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返済能力調査に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証しているか。 ・当該検証等の結果に基づき、必要に応じて実施方法等の見直しを行うなど、返済能力調査の実効性が確保されているか。 <p>【自己検証を行う貸金業者の場合】 →返済能力調査について自己検証を行い、返済能力調査の実効性を担保するための態勢が定められているか。</p> <p>(個人向貸付けの調査に関する事項)</p>
<input type="checkbox"/>	個人である顧客等との間で、貸付けの契約を締結しようとする場合又は極度方式基本契約の極度額を増額しようとする場合には、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して、返済能力調査を行うことを定めているか。

適否	審査内容
<input type="checkbox"/>	個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合に、途上与信を適時適切に行うことを定めているか。
<input type="checkbox"/>	法第13条第3項本文各号のいずれか又は、法第13条の3第3項本文に該当することを確認した場合に、当該個人顧客から当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする書面等の提出又は提供を適時・適切に受けているか。
<input type="checkbox"/>	途上与信に関する記録について、法令に則り、また、必要に応じて、顧客ごとに適時・適切な作成・保存がなされているか。
貸付審査に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-12-2(1))	
(共通事項)	
<input type="checkbox"/>	法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、貸付け審査のための社内体制や客観的かつ具体的な貸付基準を定めているか。
<input type="checkbox"/>	貸付基準に則り、貸付審査を的確に実施する態勢が定められているか。(例えば以下の点に留意する。)
<input type="checkbox"/>	保証の履行や担保権の実行を主な回収手段とする貸付契約の締結を防止する措置が定められているか。
<input type="checkbox"/>	保証人及び物的担保提供者の適格性審査について、明確な審査基準が定められているか。
<input type="checkbox"/>	顧客に係る信用情報の照会が指定信用情報機関に対して同日中に繰り返し行われているなど借回りが推察される場合には、より慎重な貸付審査を行うなどの態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	内部管理部門等による実効性確保のための措置 ・ 貸付審査に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証しているか。 ・ 当該検証等の結果に基づき、必要に応じて貸付審査基準の見直しを行うなど、貸付審査の実効性が確保されているか。
【自己検証を行う貸金業者の場合】 一 貸付審査について自己検証を行い、適正な貸付審査に係る実効性を担保するための態勢が定められているか。	
(個人向貸付の貸付審査に関する事項)	
<input type="checkbox"/>	個人顧客の基準額及び当該個人顧客に係る個人顧客合算額又は極度方式個人顧客合算額の算定方法が明確に定められているか。
<input type="checkbox"/>	上記基準額の超過により、個人過剰貸付契約又は基準額超過極度方式基本契約に該当する場合の対処方法が明記されているか。
<input type="checkbox"/>	極度方式貸付に係る貸付の返済を口座引き落としにより受けている場合には、返済(引落)の事実を確認する前に追加貸付けを行うことにより、総量規制を上回る貸付けを行うこととならないように措置を定めているか。
<input type="checkbox"/>	除外貸付及び例外貸付について、その要件の該当性を適切に検討・判断することが定められているか。
<input type="checkbox"/>	除外貸付に該当する契約を締結した場合における施行規則第10条の21第2項に掲げる書類等について、法令に則り、適切に保存することが定められているか。
<input type="checkbox"/>	配偶者貸付契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方として、貸付に係る契約を締結する場合又は極度方式基本契約を締結している場合において、規則第10条の23第3項に定める要件に該当するかどうか、「配偶者合算基準額超過極度方式基本契約」に該当するかどうかを適切に検討・判断することが定められているか。
<input type="checkbox"/>	例外貸付に該当する契約を締結した場合、施行規則第10条の23第2項に掲げる書類等について、法令に則り、適切に保存することが定められているか。
個人信用情報の提供に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-13(1))	
<input type="checkbox"/>	個人信用情報の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	指定信用情報機関に加入した際に、加入日までの貸付けに係る契約に係る個人信用情報を同機関に提供することが定められているか。
<input type="checkbox"/>	貸付けに係る契約を締結したときは、個人信用情報を遅滞なく同機関に提供することが定められているか。
<input type="checkbox"/>	指定信用情報機関に提供した個人信用情報に変更があったときも、遅滞なく変更内容を同機関に提供できる態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	新たに貸付けに係る契約を締結するにあたっては、信用情報の提供等に係る同意を取得し、当該同意に関する記録を作成・保存する態勢が定められているか。(配偶者貸付においても同様。)
<input type="checkbox"/>	除外貸付及び例外貸付に係る情報が指定信用情報機関に全て提供されていないと踏まえ、所要の態勢が整備されているか。
<input type="checkbox"/>	指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を、返済能力等調査以外の目的で使用、又は第三者に提供しないよう定められているか。 例えば、途上与信を行うために取得した信用情報を勧誘に二次利用した場合や信用情報を内部データベースに取り込み当該内部データベースを勧誘に利用した場合等であっても、返済能力等調査以外の目的による使用に該当することに留意する。
<input type="checkbox"/>	内部管理部門等による実効性確保のための措置 ・ 個人信用情報の提供等に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じその実施状況を把握・検証しているか。 ・ 当該検証等の結果に基づき、必要に応じて実施方法等の見直しを行うなど、個人信用情報の提供等の実効性が確保されているか。
【自己検証を行う貸金業者の場合】 一 個人信用情報の提供について自己検証を行い、適切な個人信用情報提供に係る実効性を担保するための態勢が定められているか。	
広告に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-14(1))	
<input type="checkbox"/>	広告の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	不適切な広告を防止するための態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	貸付審査を全く行わずに貸付けが実行されるかのような表現
<input type="checkbox"/>	債務整理を行った者や破産免責を受けた者にも容易に貸付けを行う旨の表現
<input type="checkbox"/>	他社借入件数、借入金額について考慮しない貸付けを行う旨の表現

適否	審査内容
書面の交付に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-15(1))	
<input type="checkbox"/>	書面の交付の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	書面の交付義務について定められているか。
<input type="checkbox"/>	内部管理部門等において適正な書面の交付が行われているか検証する態勢が定められているか。 【自己検証を行う貸金業者の場合】 一 適正な書面の交付が行われているかについて自己検証を行う態勢が定められているか。 二 一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面の交付に関する手続きが定められているか。
<input type="checkbox"/>	債務者等からの承諾
<input type="checkbox"/>	電磁的な方法により承諾を受けた場合の通知
<input type="checkbox"/>	承諾を撤回したい意思表示があった場合の対応
<input type="checkbox"/>	書面の交付に代えて電磁的方法により提供する場合は又は一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面を交付することについて承諾若しくは撤回の意思表示を受ける場合には、債務者等の承諾等があったことを記録する態勢を定めているか。
帳簿の備付け等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-16(1))	
<input type="checkbox"/>	帳簿の備付け等の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	帳簿の作成及び備付け等に関する態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	債務者以外の者(保証人を含む)から返済金を受領した場合、当該返済者と債務者の関係や当該返済者が返済するに至った経緯等について、交渉経過の記録等に正確に記載し、担当者以外の第三者がその内容を容易に把握できる態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	内部管理部門において、正確な帳簿の作成及び保存が行われているか検証するための態勢が定められているか。 【自己検証を行う貸金業者の場合】 一 定期的に正確な帳簿の作成及び保存が行われているか自己検証を行う態勢が定められているか。
帳簿の閲覧、謄写に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-17(1))	
<input type="checkbox"/>	帳簿の閲覧、謄写の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	過度の負担を課すことなく迅速に帳簿の閲覧又は謄写に応じる手続きが定められているか。
<input type="checkbox"/>	閲覧又は謄写に関する問い合わせに対して迅速かつ適切な対応を行う態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	対面以外の方法で契約の締結等を行う貸金業者については、帳簿の閲覧等の請求者が当該地に居住するなど来店が困難である場合に際して、帳簿の複写請求や複写物の郵送請求に配慮する手続きを定めているか。
<input type="checkbox"/>	帳簿の複写や複写物の郵送に係る実費を徴収する場合の当該金額は適正な金額となっているか。
<input type="checkbox"/>	内部管理部門において、帳簿の閲覧等の請求者に対し適切な帳簿の閲覧又は謄写が行われているか検証する態勢が定められているか。 【自己検証を行う貸金業者の場合】 一 帳簿の閲覧等の請求者に対し適切な帳簿の閲覧又は謄写が行われているか自己検証する態勢が定められているか。
取立行為に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-18(1))	
<input type="checkbox"/>	取立行為の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	取立て督促について客観的な基準及び手順等が定められているか。
<input type="checkbox"/>	内部管理部門において、取立て督促の実態を把握し検証する態勢が定められているか。 【自己検証を行う貸金業者の場合】 一 取立て督促について自己検証する態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	「人の私生活若しくは業務の平穩を害する言動」について例示がなされているか。
債権譲渡等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-19(1))	
<input type="checkbox"/>	債権譲渡の責任部署が明確化されているか。
<input type="checkbox"/>	債権譲渡先の選定基準や選定方法が定められているか。
<input type="checkbox"/>	譲渡対象債権の選定基準が定められているか。
<input type="checkbox"/>	債権譲渡に関する手続きが定められているか。
<input type="checkbox"/>	債権譲渡の際の顧客情報の取扱いが定められているか。
<input type="checkbox"/>	譲渡先や譲渡対象債権の選定に当たって、弁護士法や法24条第3項等の規定に抵触しないよう確認することが定められているか。
非営利特例対象法人に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-20(1))	
<input type="checkbox"/>	法令等に則り、協会の自主規制等も参考しつつ、特例措置適用の前提となる各種要件を満たすための社内体制や方法等を具体的に定めているか。 (共通事項)
<input type="checkbox"/>	非営利特例対象法人である貸金業者が特例措置を受ける場合、貸金業登録(更新登録含む。)を受けた日以降行うすべての貸付けに關し、年7.5%を超える割合による利息の契約をし、又はその貸付けに關し当該割合を超える利息を受領し、若しくはその支払いを要求しない態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	施行規則第5条の3の2第1項第2項の要件を満たす必要がある場合、特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者支援のための貸付けと他の貸付けを区分して管理する態勢が定められているか。
<input type="checkbox"/>	(登録拒否の審査基準に係る特例措置の適用に関する事項)
<input type="checkbox"/>	施行規則第5条の4の2の規定により施行規則第5条の4第1項各号に掲げるすべての基準に適合するとみなされ、貸金業の登録を受けた者については、例えば貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者から、適時に貸金業の業務に関する必要な助言又は指導を受けることができる態勢が定められているか。

